

「県域水道一体化への支援」

【担当省庁】厚生労働省

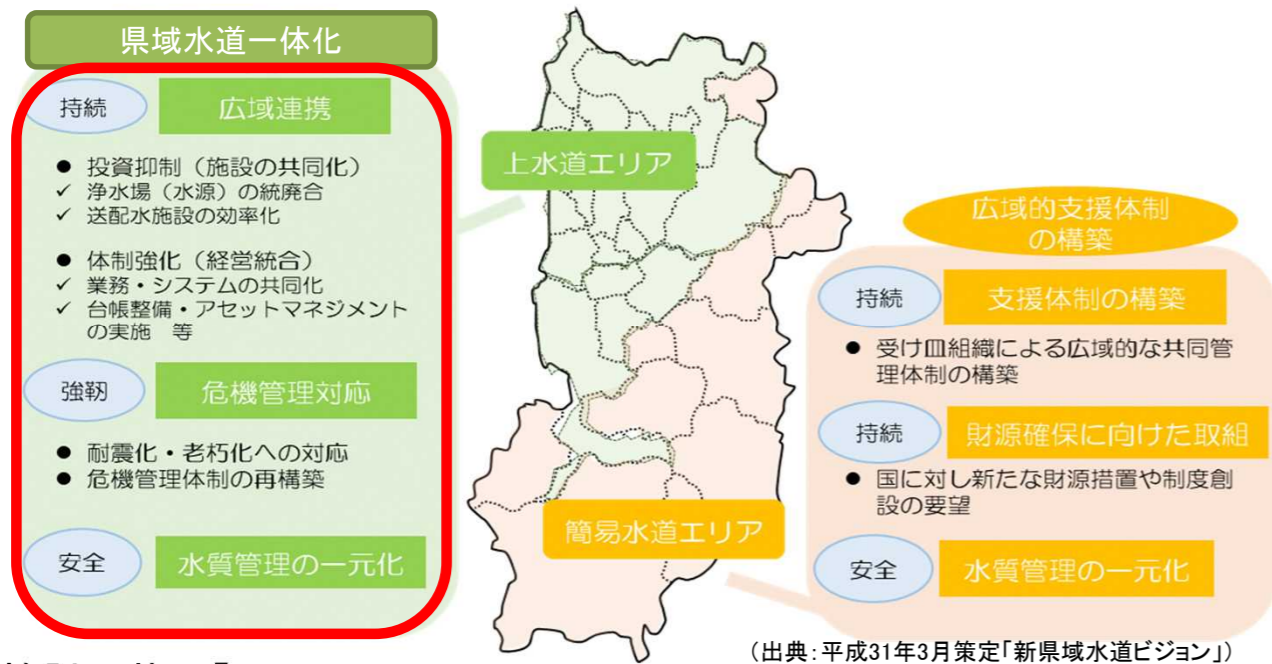
生活基盤施設耐震化等交付金の拡充

・水道施設の集約に伴う浄水場等の大規模施設の撤去費用について、
交付対象に追加いただき、ありがとうございます。



奈良県における取組

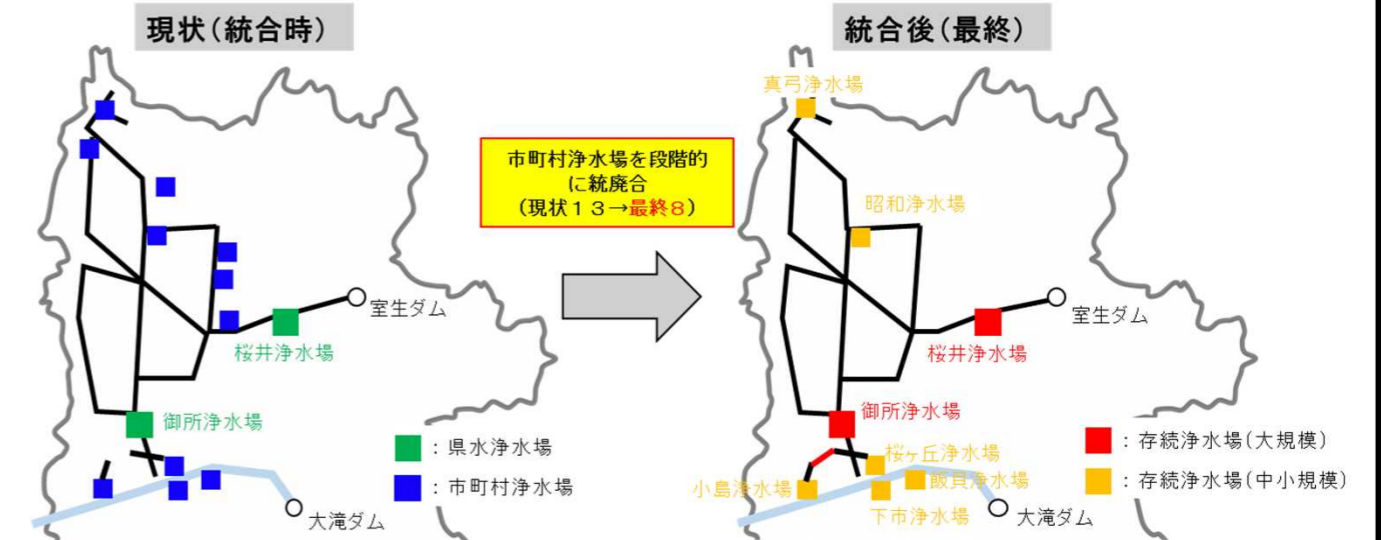
奈良県では、人口減少等による水需要の減少、老朽化施設の更新・耐震化による投資の増大など、水道事業が抱える多岐にわたる課題を踏まえ、市町村と連携・協働して取り組む「奈良モデル」の一環として、県・市町村の垣根を越えた上水道エリアにおける「**県域水道の一体化**」を目指している。



【検討の状況】

- 令和3年 1月25日 県と関係27市町村、奈良広域水質検査センター組合により「**水道事業等の統合に関する覚書**」を締結。
（統合形態は事業統合、令和6年度までの企業団設立、令和7年度までの企業団による事業開始を目指すことなど、基本的事項について合意）
- 令和3年 8月 2日 企業団設立準備協議会を設置。第1回協議会を開催。
- 令和4年11月29日 第5回協議会を開催。一体化の基本計画（案）、基本協定書（案）等について了承された。
- 令和5年 2月 1日 「**水道事業等の統合に関する基本協定書**」を締結

市町村浄水場の集約案



【現状と課題】

県域水道一体化により、県域全体での水道資源の最適化・効率化を目指しているが、**現行の水道事業運営基盤強化推進事業（広域化事業）は交付対象が施設共同化に資する施設の新設等に限定されており、施設共同化を伴わない浄水場の更新は対象外となっている。**

【関係市町村】 大和高田市ほか県内25市町村

国にお願いすること

水道事業運営基盤強化推進事業（広域化事業）の拡充

県域全体での水道資源の最適化・効率化の観点から、**一体化後も残る浄水場の施設・設備の更新費用について、施設共同化を伴わない場合であっても交付対象となるよう拡充していただきたい。**

【県担当部局】 水道局 県域水道一体化準備室
水循環・森林・景観環境部 水資源政策課